土砂災害特別警戒区域について

土砂災害警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、長野県知事が「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」と、「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」を指定します。

このうち、土砂災害特別警戒区域に指定された区域内に建築物を建てようとする場合、土石流や土砂崩落の衝撃に対し安全であるかについて建築確認申請が必要です。

また、土砂災害特別警戒区域に指定された区域内での住宅宅地分譲や災害時要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、基準に沿ったものに限り許可されます。

■土砂災害特別警戒区域の指定済み箇所について

・急傾斜地

市内全区域で区域指定済み

・土石流

市内全区域で区域指定済み

・地すべり（参考　土砂災害警戒区域の指定のみで土砂災害特別警戒区域なし）

指定済みの地区	上村、南信濃
今後指定予定の地区	橋北、橋南、羽場、丸山、東野、座光寺、松尾、下久堅、上久堅、千代、龍江、竜丘、川路、三穂、山本、伊賀良、鼎、上郷

指定済みの区域については、飯田建設事務所等で確認できるほか、長野県統合型地理情報システム「信州くらしのマップ」、飯田市公式ウェブサイトのハザードマップでご確認いただけます。

- 長野県統合型地理情報システム「信州くらしのマップ」
  http://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/

- 飯田市公式ウェブサイト
  http://www.city.iida.lg.jp/soshiki/35/hazardmap.html

問い合わせ先	危機管理課　防災係　　電話　0265-22-4511　内線　2437